

令和6年度

第1回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和6年4月5日(金) 午後1時30分～午後4時30分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 会長専決事項について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（5月1日公告）の決定について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆		○
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹	○	
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行	○	
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和6年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、5番入谷委員、14番田邊委員、21番天根委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。22番青才委員さん、23番佐々木委員さん、よろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、議案第1号「会長専決事項（職員の異動）について」を上程します。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局長	<p>庄原市農業委員会規則第12条の規定に基づき農業委員会事務局員職員の任免について専決処分をしたので報告します。</p> <p>(本所、出張所職員の異動について読み上げて説明)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>「会長専決事項（職員の異動）について」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員、決定されました。</p> <p>(事務局員自己紹介)</p>
議長	<p>それでは、次の議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 受付番号14について、譲受人契約後予定耕作面積に誤りがありました。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>譲受人契約後予定耕作面積は、15,543 m²ではなく、17,175 m²に訂正しております。</p> <p>・議案第6号「非農地証明申請について」 受付番号1について、原野の申請内容でしたが、現地確認の結果、取下げとなりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に戻ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。</p> <p>受付番号 1～14の14件について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
<p>10 番前田委員</p>	<p>説明資料の許可申請受付内容の④「権利を取得しようとする者及び世帯員が保有する農機具等の保有状況」について、「トラック」の項目が「軽トラック」と記載が違っているものが見受けられますが、なぜですか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付内容の記載については、実際に提出された申請書の内容をそのまま反映しています。</p> <p>保有物については、実際に現物を確認しているわけではありません。</p>
<p>10 番前田委員</p>	<p>申請書の項目は既定のもので表示してはいないのですか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>申請書の項目は既定のもので示しています。申請書は市 HP から Word 文書としてダウンロードできるため、申請者が入力の際に項目を変更される、手書きの場合であっても項目を訂正して提出される方がいます。そのため、「トラック」と「軽トラック」のような表記の違いが見られることとなります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>項目の記載に違いが見られる理由は、先ほどの説明のとおりですが、今回ご意見をいただいたことによって、現物確認できるものはなるべく確認するようにし、項目についても、統一した表記にするよう今後、事務局内で検討いたします。今回についてはご了承いただければと思います。</p>

議長	申請のルールについては、本部と出張所との意識統一も合わせてお願いいたします。 他にご意見のある方はいらっしゃいますか？
7 番須應委員	受付番号 14 の②移転しようとする事由に、「譲渡人は高齢かつ遠方に住んでおり、土地の管理が困難になってきたため、子に生前贈与する。」と記載されてありますが、譲受人の子も庄原市から遠方の町に住んでいます。はたして、譲受人が後を引き継いで土地を管理することができるのでしょうか？
議長	ご意見ありがとうございます。 この件の担当の佐々木英明委員さん、補足があればお願いします。
23 番 佐々木委員	庄原市の認定事業者である株式会社宝郷に対象土地の小作をしていただくことを確認しているため、管理はできると判断しています。
議長	他にご意見のある方はいらっしゃいますか？
8 番寺西委員	受付番号 1、8、11 には添付資料に営農計画書がありますが、他の申請については営農計画書も添付されていません。また、受付番号 1、8 には項目⑤⑥が記載されており、他の申請については④までの記載となっています。この記載の違いには何か意図があるのでしょうか？
事務局員 (本庁)	受付番号 1、8 については、新規取得ということで、項目の⑤⑥を追加しております。また、新規取得の場合は、総会に議案として提出させていただく際に添付資料として営農計画書を添付しています。 受付番号 11 については、申請人の方が念のために計画書を提出されたため、資料として添付しました。 他の受付についても、同様の内容で申請いただいて確認していますが、これまでも耕作経験のある方々なので、特に資料として営農計画書を添付していません。
議長	受付番号 2 の、②移転しようとする事由について、「売買」と「贈与」の二つの言葉が出てきていますが、どちらが表現として正しいのですか？
事務局員 (本庁)	「売買」が正しいです。
議長	申請内容があいまいにならないよう、受付の際、表現を統一するよう確認をお願いします。

議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号1～14の14件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは受付番号1～14について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和5年3月期の申し出分については、「令和5年5月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分が合計28件142,481㎡、農地中間管理事業分が合計9件34,628㎡となっております。</p> <p>今回の農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先が株式会社宝郷様へ6,458㎡、三通田慶彦様へ10,561㎡、川北町の農地を株式会社^{ベジタ}vegeta様へ17,609㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て契約成立となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>ここで、事務局より資料の訂正がありますので、事務局より報告させます。</p>
事務局 (本庁)	<p>失礼いたします。議案第3号の表紙につきまして、表題が「議案第2号」となっております。正しくは、「議案第3号」です。大変失礼いたしました。</p>
議長	<p>それでは、皆様から何かご質疑等はございませんか。</p>
4番木村委員	<p>17番の「利用権設定の内容」欄について、種別が土地ごとに「使用賃借」と「賃借権」とで別れていますが、この理由について教えてください。</p>

事務局員 (比和出張所)	借受者と貸付者との間で話し合いがあり、水の出入りが良くない、機械の出入りが難しいといった土地に対しては、賃借権の設定が難しいということで、使用貸借の形で小作をするという借受者側のルールを採用して利用権を設定した経緯があります。
4 番木村委員	利用権が設定される土地の面積はかなり広く、お金を出しても買いたいと思えます。しかし、賃借権として設定する土地の面積は全体の割合とすれば少ないです。面積が大きい方に設定しないのはなぜですか？
議長	この件について、佐々木英明委員さん、補足等ありますでしょうか。
23 番 佐々木委員	面積は広くても、土地の状態が悪いと賃借権の設定が難しいので、使用貸借という形を設定させていただく方法を、最終的に双方の話し合いのもと、決定しているためです。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員、15 番瀬尾委員のご退席をお願いいたします。</p> <p>《退席を確認》</p>
議長	<p>「農用地利用集積計画の決定について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号 1 から 4 の 4 件について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 1 位置等：説明資料の 9 ページに記載 転用事由：合併、浄化装置 資金計画：全額自己資金と金融機関からの借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 2 位置等：説明資料の 8、10 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地経営許可申請書を同時申請され許可見込み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 3 位置等：説明資料の 11、12、13 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため除外不要 ※資料の訂正：説明資料 11 ページの位置図の項目で「非農地証明」と記載されているが、正しくは「第 4 条申請」である。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 4 位置等：説明資料の 14、15 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p>

議長	<p>何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号1から4の4件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p>
議長	<p>それでは「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号1から3について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号1から8の8件について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号1</p> <p>位置等：説明資料の8、16～21ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光パネル発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号2</p> <p>位置等：説明資料の8、22ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場（追認）</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：墓地経営許可申請書を同時申請され許可見込み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外見込み</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 3 位置等：説明資料の 8、23 ページに記載 転用事由：資材置場 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 4 位置等：説明資料の 24、25～27 ページに記載 転用事由：太陽光パネル発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 5 位置等：説明資料の 24、28～35 ページに記載 転用事由：太陽光パネル発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 6 位置等：説明資料の 36、37 ページに記載 転用事由：倉庫、駐車場、家庭菜園、通路 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p>
<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>受付番号 7 位置等：説明資料の 38、39～50 ページに記載 転用事由：太陽光パネル発電設備</p>

<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外手続完了</p>
	<p>受付番号 8 位置等：説明資料の 38、39～50 ページに記載 転用事由：太陽光パネル発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外手続完了</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p>
<p>10 番前田委員</p>	<p>受付番号 5 番について、太陽光パネルの枚数が資料 28 ページは 260 枚とありますが、29、31 ページでは 428 枚となっています。どちらが正しいのでしょうか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>今回の申請土地に設置される太陽光パネル枚数が 260 枚であり、428 枚は、申請土地分と申請土地に隣接した併用地を含めた全体のパネル枚数となっております。説明が不足しており大変申し訳ございませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにごございますか。</p>
<p>6 番財間委員</p>	<p>受付番号 7，8 番について、申請土地周辺に宅地が何件かありますが、周辺住人の同意は得られているのでしょうか。また、雨水対策は問題ないとありますが、川に沿った位置にある。排水路など水を分散させる設備があるのかお教えいただきたい。</p>
<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>周辺住人への同意については、1 件ごとに得られるようお願いしていることを確認しています。雨水等の対策については、申請土地が 20 年ほど前から工作をしておらず、雨水が地面に大量に染み込むということはなく、また、土地の構造で付近の川に向かって傾斜を設けているので、雨が降った際、水は川に向かって流れることが想定されます。よって、雨水対策については問題ないと判断しております。</p>

2 番堀江委員	<p>補足いたします。実際に現地を確認しました。土地の位置は山間部になりますが、土地は標高の高い場所にあり、傾斜も角度がかなりあり水も流れやすい構造になっていましたので、水路が確保されていることを確認しました。近くに民家があったので、同意は必ず得ることを業者には伝えました。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>続けて補足いたします。資料 39 ページの左下の図面に、浸水導水管理設備が記されており、川の方へ流れるよう水路が形成されているのが見えます。文字が小さく分かりづらいと思いますが、そちらもご確認いただけたらと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。太陽光パネルの設置については、庄原市の審査基準に沿って設置の判断をすることとなっております。ご確認のうえ、各委員、事務局員のみなさま、ご対応をお願いいたします。</p> <p>太陽光パネルの対応に関する問題については、今後もみなさんと協議する時間を設けていきたいと思っております。</p> <p>ちなみに、受付番号3について、資材置場とありますが、置く資材についてももう少し詳しく教えていただけませんか？また、金属を取り扱うように資料では見えますが、廃油や排水については、管理されるようにしてありますか？</p>
事務局員 (本庁)	<p>今回の譲受人の方は、金属くず業の役員であり、資材も金属くずに関連するものを置かれます。県知事への許可届も申請済みで、隣接している雑種地ではなくくず業の事業が実施されており、そこに隣接している土地を資材置場にされるということで申請いただいております。水質管理については、事業で金属から油が排出された場合に備えて分離機を設置し、油を汲み取って別に捨てるようにしている等、管理を徹底して水を汚さないようにされていることを確認しています。</p>
8 番寺西委員	<p>受付番号1、資料16ページでは、太陽光パネルの出力が記載されていませんが、教えてくださいませんか。また。受付番号4、資料25ページでは、太陽光パネルの出力が50kw以下ですが、電力の転売というより、自家消費を目的としたものでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号1については、出力が記載されておらず申し訳ございませんでした。出力については、49.5kwとなっております。申請者は発電会社なので、自家消費ということはありません。発電した電気を売るということで申請されております。</p>

議長	<p>それでは、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号1から8の8件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p>
議長	<p>それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号1から8について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第6号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号1から5の5件について、事務局から説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局 (本庁)	<p>受付番号1</p> <p>位置等：説明資料の8、51ページに記載</p> <p>潰廃事由：土地改良事業外の残地で、農地として活用できず原野化してしまっており、地目変更登記をするため</p> <p>現地確認：傾斜のついた、狭い土地で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号2</p> <p>位置等：説明資料8、52ページに記載</p> <p>潰廃事由：現況も宅地で、所有者も同じことから1505番1と合筆登記のため</p> <p>現地確認：現地は、宅地で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号3</p> <p>位置等：説明資料8、53ページに記載</p> <p>潰廃事由：亡くなった父が、車庫、倉庫を建て現在宅地になっており、地目変更登記するため</p> <p>現地確認：現地は、宅地で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>(続いて高野出張所、東城出張所から説明)</p>

<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>受付番号 4 位置等：説明資料 54, 55 ページに記載 潰廃事由：15 年ほど前から耕作ができなくなり、地目変更登記するため。 現地確認：現地は、原野で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 5 位置等：説明資料 56, 57 ページに記載 潰廃事由：耕作ができなくなり荒地となってしまったため。 現地確認：現地は、原野で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。</p>
<p>7 番須應委員</p>	<p>受付番号 4 について、公図を見ると、申請地は周辺が畑で囲まれているように見えますが、実際、周辺の土地は記載通り畑として耕作されているのでしょうか。それとも申請地と同様に荒地のようになっているのでしょうか。</p>
<p>20 番小次委員</p>	<p>(現地確認をされたため回答) 申請地は民家の裏手に位置しており、申請地も、その周辺も木々に覆われ、荒れている様子でした。また、申請地までたどり着くには細く荒れた道を通る必要があり、耕作を再開することは不可能であるということを確認しています。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 1 から 5 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは「非農地証明申請」受付番号 1 から 5 について申請のとおり許可することに賛成</p>

議長	<p>の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。</p> <p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたしました。 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <p>○会長報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年分庄原市のうち貸借料の情報 ・庄原市農業委員積立金会計決算報告 ・令和5年度庄原市農業委員会年間事業実績 ・令和5年度農業者年金の新規加入について ・庄原姿勢に対する意見書について(回答) <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の進捗状況と今後の活動計画について ・令和6年度最適活動の目標設定について ・全国農業新聞の購読に向けた依頼について ・委員章の購入について <p>○今後の主な日程</p> <p>の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。 (なしという声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第1回農業委員会総会を閉会といたします。(午後4時30分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年4月5日

議 長
(道下 和子) _____

22 番委員
(青才 弘江) _____

23 番委員
(佐々木 英明) _____